

# 学 則

(平成22年度以降入学生適用)



# 跡見学園女子大学学則

昭和四十年四月一日施行

## 第一章 総 則

### 第一節 目 的

**第一条** 本学は、跡見学園女子大学と称し、学校教育法の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して有能なる社会人、家庭人たる女性の育成を目的とする。

2 前項に規定する目的に加え、本学に置く学部の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を第三章及び第四章の学部規則に定める。

**第一条の二** 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定する自己点検・評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 第1項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

4 本学は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

5 自己点検・評価及び認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

**第一条の三** 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

### 第二節 組 織

**第二条** 本学に、文学部及びマネジメント学部を置く。

2 本学に、大学院を置く。大学院に関する学則は、別に定める。

**第三条** 削除

**第四条** 本学に次の附属教育研究組織を置く。

一 全学共通科目運営センター

二 図書館

三 花蹊記念資料館

四 情報メディアセンター

五 心理教育相談所

2 前項各号の組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 第三節 教職員組織

**第五条** 本学の教職員組織は、次のとおりとする。

一 学長（学長は教授を兼ねる。）

二 副学長（副学長は一名とし、教授を兼ねる。）

三 教授、准教授、講師、助教、助手

四 司書、学芸員、事務職員

2 学部に学部長を置き、学部の教授をもって充てる。

**第五条の二** 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助ける。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

4 学長、副学長及び学部長の採用のための選考に関し必要な事項は、別に定める。

### 第三節の二 大学評議会

**第五条の三** 本学に、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会の評議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 学長
  - 二 副学長
  - 三 学部長
  - 四 研究科長
  - 五 附属教育研究組織の長のうち本学が定める者
  - 六 学部から選出される教授
  - 七 大学評議会の議に基づいて学長が指名する専任教員
- 3 大学評議会は、次に掲げる事項について審議する。
  - 一 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び適正な実施に関する事項
  - 二 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - 三 本学の研究活動適正化の推進に関する事項
  - 四 本学の予算の見積りの方針に関する事項
  - 五 学部、学科及び研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止並びに学生の定員に関する事項
  - 六 教員人事の方針に関する事項
  - 七 本学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
  - 八 学生の厚生及び補導に関する事項
  - 九 学生の入学、卒業又は修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
  - 十 本学の教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項
  - 十一 本学の教育研究活動等の状況について行う自己点検・評価に関する事項
  - 十二 その他本学の運営に関する重要事項
- 4 大学評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 大学評議会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 第四節 教授会

**第六条** 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議する。
  - 一 学部の教育研究上の目的を達成するための方針に関する事項
  - 二 学部に固有な規則の制定又は改廃に関する事項
  - 三 学部の予算の執行に関する事項
  - 四 学部の教員組織の構成及び連絡調整に関する事項
  - 五 学部の教員人事の選考に関する事項
  - 六 学部の教育課程の編成に関する事項
  - 七 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
  - 八 学部の教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項
  - 九 その他学部の教育又は研究に関する重要事項
- 4 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
- 5 教授会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 第四節の二 全学教授会

**第六条の二** 本学に、全学教授会を置く。

- 2 全学教授会は、学長及び副学長並びにすべての学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組

織する。

- 3 全学教授会は、大学評議会の定めるところにより、その報告を聴取すると共に次に掲げる事項について審議する。
  - 一 学長の選考に関する事項
  - 二 副学長の選考に関する事項
  - 三 附属教育研究組織の長の選考に関する事項
  - 四 大学評議会が承認を求める事項
  - 五 大学評議会の諮問する事項
- 4 全学教授会に議長を置き、学部長の互選によってそれに充てる。
- 5 全学教授会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第四節の三 称 号

**第六条の三** 本学に名誉教授の称号を置く。

- 2 名誉教授の称号の授与については、別に定める。

#### 第五節 学年、学期及び休業日

**第七条** 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

- 2 学年を次の二期に分ける。
  - 一 春学期 四月一日から九月三十日まで
  - 二 秋学期 十月一日から翌年三月三十一日まで
- 3 休業日は、次のとおりとする。
  - 一 日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
  - 三 学園創立記念日 一月八日
  - 四 年度毎に定める春季・夏季及び冬季休業日ただし、この規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

## 第二章 学部通則

### 第一節 修業年限及び在学年限

- 第八条** 本学の修業年限は、四年とし、前期課程二年（一・二年次）と後期課程二年（三・四年次）に分ける。ただし、それぞれの課程において四年を超えて在学することはできない。
- 2 前期課程から後期課程に進級する際には、第十八条第2項の要件を満たさなければならない。
  - 3 前項の要件に満たない場合は、原級留置とする。
  - 4 進級に関して必要な事項は、別に定める。
  - 5 第十条の二第1項及び第2項により入学を許可された者は、同条第3項により定められた在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第二節 入学及び編入学

**第九条** 入学の時期は、学年の始めとする。

**第十条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれか一に該当する女子でなければならない。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

**第十条の二** 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を願い出た者については、選考のうえ学長がこれを許可することができる。

- 一 大学を卒業した者
  - 二 短期大学、高等専門学校を卒業した者
  - 三 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第十条に規定する者に限る。）
  - 四 国立養護教諭養成所を卒業した者
  - 五 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）附則第七条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成所学校の課程を修了又は卒業した者
  - 六 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者
  - 七 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（第十条に規定するものに限る。）
- 2 第五十八条に規定する者のほか、本学への編入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考のうえ学長がこれを許可することができる。
- 3 前二項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、教授会の議を経て学部長が決する。
- 4 第1項及び第2項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取り扱いについては、別に定める。

**第十一条** 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

**第十二条** 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

**第十三条** 前条の選考の結果に基づき合格の判定を受けた者は、所定の期日までに在学誓書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

**第十四条** 削除

### 第三節 教育課程及び履修方法

**第十五条** 授業科目を前期課程科目と後期課程科目に分けて、それぞれにおいて全学共通科目と学部専門科目を開設する。

2 全学共通科目は、言語情報科目（外国語科目、外国語展開科目、情報処理科目及び情報処理展開科目）、基礎理論科目、教養科目、人文・社会共通専門科目、社会人形成科目、総合科目、応用実践科目及び体育実技科目に分ける。

3 第1項のほか、教職に関する科目、図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を文学部に開設する。

4 第1項のほか、外国人留学生に関する科目を開設する。

**第十六条** 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とに分ける。

**第十七条** 全学共通科目の種類及び単位数は、別表第一のとおりとする。

2 外国人留学生に関する科目の種類及び単位数は、別表第二のとおりとする。

**第十八条** 各学部における卒業に要する単位数（以下「卒業単位数」という。）は、全学共通科目、学部専門科目合わせて百二十四単位とする。

2 各学部において前期課程から後期課程に進級する際に必要な修得単位数は（以下「進級要件」という。）、六十二単位（全学共通科目四十二単位及び学部専門科目二十単位）とする。

3 各学部における全学共通科目の修得単位数は五十八単位（前期課程四十二単位及び後期課程十六単位）とし、前期課程については、言語情報科目十四単位（外国語科目十二単位、情報処理科目二単位）、基礎理論科目四単位、教養科目八単位及び社会人形成科目三単位を、後期課程については、教養科目四単位、社会人形成科目一単位及び総合科目四単位を含まなければならない。

4 各学部における学部専門科目の修得単位数は六十六単位（前期課程二十単位及び後期課程四十六単位）とする。

#### 第十八条の二 削除

**第十九条** 各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法により、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、十五時間の授業をもって一単位とする。

二 演習（外国語科目及び講読を含む。）については、三十時間の授業をもって一単位とする。

三 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの授業をもって一単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認め、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

**第二十条** 授業科目は、十五週又は三十週の授業が終結したとき、その成績を評価するために試験又は小論文を課す。評価は百点を満点とし、六十点をもって合格とし、単位を与える。ただし、授業時数の三分の二以上出席しなければならない。

**第二十一条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

**第二十二条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

**第二十三条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第二十一条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

#### 第四節 休学、転学、転部、留学、退学、除籍及び再入学

**第二十四条** 疾病その他特別な事由により三ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署の上、所定の期日までに学長に願い出て、一学期を単位として、休学することができる。

2 健康診断の結果に基づき疾病の療養にかかる期間が三ヶ月以上に及ぶと校医が判断した者については、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、一年を超えることができない。なお、休学期間は、通算して四年を超えることができない。

4 休学事由が止んだときは、休学解除願を提出し、学長の許可を得なければならない。

5 休学期間は、第八条の在学期間には算入しない。

**第二十五条** 転学を希望する者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

**第二十六条** 転部を希望する者は、転部願を提出し、学長の許可を得なければならない。

**第二十七条** 外国の大学に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第八条の在学期間に含めることができる。

3 留学に関する規程は、別に定める。

**第二十八条** 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

**第二十九条** 次の各号の一に該当する者は、大学評議会の議を経て、学長が除籍する。

一 授業料の納入を怠り、督促しても納入しない者

二 第八条に定める在学年限を超えた者

**第三十条** 再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年次に入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

#### 第五節 卒業及び学位記

**第三十一条** 本学を卒業するためには、四年以上在学し、第十八条に定める卒業単位数を修得しなければならない。

2 前項に関わらず、第十条の二第1項及び第2項により入学を許可された者は、同条第3項により定められた在学すべき年数以上在学し、第十八条に定める卒業単位数を修得しなければならない。

**第三十二条** 前条に定める要件を満たした者には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第六節 賞 罰

**第三十三条** 学業優秀、学生生活の模範となると認められた者は、これを表彰することがある。

**第三十四条** 性行不良、学業怠慢、その他学生の本分に反すると認められた者は、訓告、停学又は退学に処する。ただし、退学は次の各号のいずれか一又はそれ以上にわたる者についてのみ行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなく、出席の常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

2 前項に定める停学期間は、第八条の在学期間に算入する。ただし、三ヶ月以上の停学期間は、修業年限に含めない。

#### 第七節 厚生施設

**第三十五条** 学生の心身の健康維持と向上のための保健センターを置く。

2 保健センターには、保健師又は看護師を置き、校医及びカウンセラーを委嘱する。

3 保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

#### 第八節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生及び外国人留学生

**第三十六条** 本学の学生以外の者で、第十条に定める資格を有する者が、一又は複数の授業科目の履修を希望する場合は、正規の学生の学修に支障のない場合に限り、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生として履修した授業科目については、第二十条の定めるところにより所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。



**第三十七条** 他の大学又は短期大学の学生で、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 前項の規定は、大学以外の教育施設等に在学する者で、当該施設等との協議に基づき、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。

3 第1項の規定は、本学との間に相互交流に関する協定を締結した外国の大学の学生で、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。

4 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

**第三十八条** 本学に研究生制度を設ける。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

**第三十九条** 他の機関又は団体等から学生の委託を受けることがある。

2 委託学生に関する規程は、別に定める。

**第四十条** 外国人で第十条に定める資格を有する者を、外国人留学生として受け入れることがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

#### 第九節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

**第四十一条** 本学の入学検定料、入学金及び授業料の金額は、次のとおりとする。

入学検定料	35,000円
入学金	300,000円
授業料(年額)	742,000円

なお、授業料に関しては、二年次からは各学年ごとに10,000円増の漸増方式を適用する。ただし、修業年限を超えた場合は適用しない。

2 跡見学園女子大学短期大学部からの編入学者は、入学金の半額を免除する。

3 再入学者は入学金を免除する。

4 施設設備費、実習費その他教育上必要な費用は、別に徴収する。

**第四十二条** 授業料の納入期は次のとおりとする。

春学期	371,000円	納期	四月中
秋学期	371,000円	納期	十月中

**第四十三条** 休学期間中の授業料は徴収する。ただし、休学事由及び期間により、その一部を免除することがある。

2 学期を通して休学する場合は、施設設備費を免除する。

**第四十四条** 学期の途中で退学する者の授業料は、当該期分の額を徴収する。

2 学期の途中で退学する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

3 停学期間中の授業料は徴収する。

**第四十五条** 学年の途中で卒業する者の授業料は、卒業する見込みの期末までの額を徴収する。

2 学年の途中で卒業する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

**第四十五条之二** 転部及び転科の選考料は次のとおりとする。

選考料	5,000円
-----	--------

**第四十六条** 再入学の選考料は次のとおりとする。

選考料	5,000円
-----	--------

**第四十七条** 科目等履修生の登録料及び履修料は次のとおりとする。

科目等履修登録料(一学期あたり)	7,500円
科目等履修料(一単位あたり)	10,000円

2 本学卒業生は、科目等履修料の半額を免除する。

**第四十八条** 研究生の選考料及び登録料は次のとおりとする。

選考料	5,000円
研究生登録料(年額)	15,000円

## 第十節 公開講座

**第四十九条** 本学に公開講座を設けることができる。

## 第三章 文学部規則

**第五十条** 文学部は、人間に関する豊かな学識や技能を備え、自主的に社会の形成に携わることのできる人材の養成を目的とする。

**第五十条の二** 文学部に、人文学科、現代文化表現学科、コミュニケーション文化学科及び臨床心理学科を置く。

**第五十条の三** 文学部に置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 人文学科は、豊かな感性と論理的な思考力を備え、人間を総合的に深く洞察し、状況を的確に判断し、自らの思考や思想を明確に表現できる人材の養成を目的とする。
- 二 現代文化表現学科は、文化表現に関する幅広い教養と実践的な知識を備え、現代社会における文化創造の発展に寄与することのできる人材の養成を目的とする。
- 三 コミュニケーション文化学科は、日本語をはじめとするコミュニケーション手段を高度に運用する能力を備え、多様な文化を理解し効果的にコミュニケーションを実践できる人材の養成を目的とする。
- 四 臨床心理学科は、臨床にかかわる心理学の広く深い学識を備え、人間の心の健やかな成長を助け、心理的な問題に適切に対応し、必要な援助ができる人材の養成を目的とする。

**第五十一条** 文学部各学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	人文学科	180名	720名
	現代文化表現学科	90名	360名
	コミュニケーション文化学科	120名	480名
	臨床心理学科	120名	480名
	合 計	510名	2040名

**第五十二条** 文学部専門科目の種類及び単位数は、文学部共通専門科目については別表第三、人文学科については別表第四、現代文化表現学科については別表第五、コミュニケーション文化学科については別表第六、臨床心理学科については別表第七のとおりとする。

**第五十三条** 文学部に、教職に関する科目、図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を開設する。

- 2 教職に関する科目の種類及び単位数は、別表第八のとおりとする。
- 3 図書館に関する科目の種類及び単位数は、別表第九のとおりとする。
- 4 司書教諭に関する科目の種類及び単位数は、別表第十のとおりとする。
- 5 博物館に関する科目の種類及び単位数は、別表第十一のとおりとする。

**第五十四条** 第十八条第4項に規定する文学部各学科における学部専門科目の修得は、文学部共通専門科目、人文学科専門科目、現代文化表現学科専門科目、コミュニケーション文化学科専門科目及び臨床心理学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、学生が所属する学科の専門科目を、前期課程については十二単位、後期課程については三十二単位含まなければならない。

- 2 前項に定める学科の専門科目として含むべきものの修得方法は、人文学科については別表第四備考一及び二、現代文化表現学科については別表第五備考一及び二、コミュニケーション文化学科については別表第六備考一及び二、臨床心理学科については別表第七備考一及び二に定めるところによる。

- 3 第1項に定める文学部各学科における学部専門科目の修得には、他学部専門科目を、前期課程については四単位、後期課程については八単位まで含めることができる。
- 4 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、人文学科においては別表第四備考三に定めるところによる。

**第五十五条** 文学部において取得できる教育職員免許状の種類は、次表のとおりとする。

学 科 名	教 科 名	免許状の種類
人文学科	国 語	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状
	書 道	高等学校教諭1種免許状
	美 術	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状

**第五十六条** 転科を希望する者は、転科願を提出し、学部長の許可を得なければならない。

#### 第四章 マネジメント学部規則

**第五十七条** マネジメント学部は、現代社会における新しいマネジメントの学識や技能を備え、組織・事業運営の基幹分野で意思決定できる人材の養成を目的とする。

**第五十七条の二** マネジメント学部にはマネジメント学科、観光マネジメント学科及び生活環境マネジメント学科を置く。

**第五十七条の三** マネジメント学部には置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 マネジメント学科は、企業、公共、文化の幅広い領域でマネジメントを担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。
- 二 観光マネジメント学科は、地域の歴史、風土、文化に根ざした自然的、人文的景観を保全、管理して、幅広く観光立国を担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。
- 三 生活環境マネジメント学科は、生活環境を健全に維持管理し、地域や国際社会における環境維持活動を担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。

**第五十八条** マネジメント学部各学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
マネジメント学部	マネジメント学科	210名	840名
	観光マネジメント学科	90名	360名
	生活環境マネジメント学科	60名	240名
合 計		360名	1440名

**第五十九条** マネジメント学部専門科目の種類及び単位数は、マネジメント学部共通専門科目については別表第十二、マネジメント学科については別表第十三、観光マネジメント学科については別表第十四、生活環境マネジメント学科については別表第十五のとおりとする。

**第六十条** 第十八条第4項に規定するマネジメント学部各学科における学部専門科目の修得は、マネジメント学部共通専門科目、マネジメント学科専門科目、観光マネジメント学科専門科目及び生活環境マネジメント学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、学生が所属する学科の専門科目

- を、前期課程については十二単位、後期課程については三十二単位含まなければならない。
- 2 前項に定める学科の専門科目として含むべきものの修得方法は、マネジメント学科については別表第十三備考一及び二、観光マネジメント学科については別表第十四備考一及び二、生活環境マネジメント学科については別表第十五備考一及び二に定めるところによる。
  - 3 第1項に定めるマネジメント学部各学科における学部専門科目の修得には、他学部専門科目を、前期課程については四単位、後期課程については八単位まで含めることができる。
  - 4 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、後期課程の学生として修得した前期課程の基幹科目の単位を六単位まで後期課程に必要な単位として含めることができる。
- 第六十一条** 転科を希望する者は、転科願を提出し、学部長の許可を得なければならない。

## 第五章 雑 則

**第六十二条** 本学則は、大学評議会の三分の二の賛成によらなければ変更することができない。

### 附 則

1. この学則は、昭和40年4月1日から実施する。
2. この学則は、昭和41年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和40年度入学者については従前の規定を適用する。
3. この学則は、昭和42年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和42年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
4. この学則は、昭和43年4月1日改正実施する。
5. この学則は、昭和45年4月1日改正実施する。
6. この学則は、昭和46年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和46年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
7. この学則は、昭和48年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和48年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
8. この学則は、昭和49年4月1日改正実施する。
9. この学則は、昭和50年4月1日改正実施する。
10. この学則は、昭和51年4月1日より施行し、昭和51年度入学者から適用する。
11. この学則は、昭和52年4月1日改正実施する。ただし、昭和52年度入学者以外の者には従前の学則を適用する。
12. この学則は、昭和53年4月1日改正実施する。ただし、50、51、52年度文化学科入学生の必修科目の履修に関しては各入学年度の授業科目を適用する。また、50、51年度入学生に対する各学科選択科目の履修方法に関しては、当学則の各学科共通選択科目（別表Ⅱ-5）の領域より履修することができ、各授業科目の単位数は三単位とする。
13. この学則は、昭和54年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和54年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
14. この学則は、昭和55年4月1日改正実施する。ただし、第二十条の規定は昭和55年4月1日現在の在学者より適用し、第三十三条の規定は昭和55年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
15. この学則は、昭和56年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和56年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
16. この学則は、昭和57年4月1日改正実施する。ただし、昭和57年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
17. この学則は、昭和58年4月1日改正実施する。ただし、昭和58年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
18. この学則は、昭和59年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和59年度入学者以外

- の者にはそれぞれの入学年度の規定を適用する。
19. この学則は、昭和60年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和60年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
20. この学則は、昭和61年4月1日改正実施する。ただし、昭和61年度入学者以外の者には、旧学則を適用する。
21. この学則は、昭和62年4月1日改正実施する。ただし、昭和62年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
22. この学則は、昭和63年4月1日改正実施する。ただし、昭和63年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
23. この学則は、平成元年4月1日改正実施する。ただし、昭和63年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
24. この学則は、平成2年4月1日改正実施する。ただし、平成元年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
25. この学則は、平成3年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 第三条の規定にかかわらず入学定員は、平成3年度から平成11年度に至るまで、次の表によるものとする。

	入学定員
国文学科	180名
美学美術史学科	165名
英文学科	180名
文化学科	165名

- (2) 第十八条の二の規定は、平成2年度入学者より適用する。
- (3) 第三十三条の規定は、平成2年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
26. この学則は、平成4年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 第二十六条の規定は、平成3年9月1日より適用する。
- (2) 第三十三条の規定は、平成4年度入学者以外の入学者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
27. 本学則は、平成5年4月1日改正実施する。ただし、平成4年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
28. 本学則は、平成6年4月1日改正実施する。ただし、平成5年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
29. 本学則は、平成7年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成6年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) 第十八条第3項の規定は、平成7年度編入学者より適用する。
30. 本学則は、平成8年4月1日改正実施する。ただし、平成7年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
31. 本学則は、平成9年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成8年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) ただし、博物館法施行規則の改正に伴い、第十七条第6項の「別表Ⅵ」博物館に関する科目を平成9年度在学学生及び科目等履修生より適用する。
32. 本学則は、平成10年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成9年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) なお前項にかかわらず、図書館法施行規則の改正に伴い、第十七条第4項の「別表Ⅳ」図書館に関

する科目、及び、学校図書館司書教諭講習規程の改正に伴い、第十七条第5項の「別表V」司書教諭に関する科目は、平成10年度在学学生及び科目等履修生に適用する。

33. 本学則は、平成11年4月1日改正実施する。ただし、

- (1) 平成10年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) 前項にかかわらず、学校図書館司書教諭講習規程の改正に伴い、第十七条第5項の「別表V」司書教諭に関する科目は平成11年度在学学生及び科目等履修生から適用する。
- (3) 前々項にかかわらず、第四十一条第1項のただし書き以下、第四十三条第2項、第四十四条、第四十五条の規定は、平成11年度在学学生から適用する。

34. 本学則は、平成12年4月1日改正実施する。ただし、

- (1) 第三条の規定にかかわらず入学定員は、平成12年度から平成16年度に至るまで、次の表によるものとする。

平成12年度	入学定員
国文学科	172名
美学美術史学科	158名
英文学科	172名
文化学科	159名

平成13年度	入学定員
国文学科	164名
美学美術史学科	152名
英文学科	164名
文化学科	152名

平成14年度	入学定員
国文学科	156名
美学美術史学科	145名
英文学科	156名
文化学科	146名

平成15年度	入学定員
国文学科	148名
美学美術史学科	139名
英文学科	148名
文化学科	139名

平成16年度

	入学定員
国文学科	140名
美学美術史学科	132名
英文学科	140名
文化学科	133名

- (2) 平成11年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
35. 本学則は、平成13年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成12年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
  - (2) 前項にかかわらず、教育職員免許法施行規則の改正に伴い、第十七条第2項の「別表Ⅱ」学部専門科目及び「別表Ⅵ」博物館に関する科目は、平成13年度在学学生及び科目等履修生から適用する。
  - (3) 前々項にかかわらず、第二十一条、第二十二条及び第二十三条の規定は、平成13年度在学学生から適用する。
36. 本学則は、平成14年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成13年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。ただし、第四条乃至第七条、第二十九条及び第五十条の規定は平成14年度在学学生から適用する。
  - (2) 第四十九条の三の規定にかかわらず、文学部人文学科の入学定員は、平成14年度から平成15年度に至るまで、次の表によるものとする。

平成14年度

	入学定員
人文学科	458名

平成15年度

	入学定員
人文学科	429名

37. 本学則は、平成15年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成14年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
  - (2) 前項にかかわらず、第二十四条の規定は、平成15年度在学学生から適用する。
38. 本学則は、平成16年4月1日改正実施する。ただし、平成15年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (1) 前項にかかわらず、第二十一条乃至第二十三条及び第四十九条の五第3項の「別表Ⅴ」図書館に関する科目並びに第5項の「別表Ⅶ」博物館に関する科目は、平成16年度在学学生及び科目等履修生から適用する。
39. 本学則は、平成17年4月1日改正実施する。ただし、平成16年度以前の入学者にはそれぞれの入学年度の学則を適用する。
- 附 則 本学則は、平成18年4月1日改正実施する。ただし、平成17年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 2 前項にかかわらず、第三十四条第2項及び第四十五条の二の規定は、平成18年度在学学生から適用する。
- 附 則 本学則は、平成19年4月1日改正実施する。
- 附 則 本学則は、平成20年4月1日改正実施する。
- 附 則 本学則は、平成二十年四月一日改正実施する。ただし、平成十九年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第一条第2項、第五十条乃至第五十条の三及び第五十七条乃至第五十七条の三の規定は、平成十八年度入学生から適用する。

附 則 本学則は、平成二十一年四月一日改正実施する。

附 則 本学則は、平成二十二年四月一日改正実施する。ただし、平成二十一年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則 本学則は、平成二十四年四月一日改正実施する。ただし、平成二十三年度以前の入学生には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、別表第三、別表第九及び別表第十一は、平成二十四年度在学生在に適用する。



別表第一 全学共通科目  
 〈前期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由	
言 語 情 報 科 目	外 国 語 科 目	英語基礎Ⅰ	2	○		
		英語基礎Ⅱ（コミュニケーション）	2	○		
		英語AⅠ	2		○	
		英語AⅡ	2		○	
		英語AⅢ	2		○	
		英語AⅣ	2		○	
		英語BⅠ	2		○	
		英語BⅡ	2		○	
		英語BⅢ	2		○	
		英語BⅣ	2		○	
		フランス語Ⅰ	2		○	
		フランス語Ⅱ	2		○	
		フランス語Ⅲ	2		○	
		フランス語Ⅳ	2		○	
		ドイツ語Ⅰ	2		○	
		ドイツ語Ⅱ	2		○	
		ドイツ語Ⅲ	2		○	
		ドイツ語Ⅳ	2		○	
		中国語Ⅰ	2		○	
		中国語Ⅱ	2		○	
	中国語Ⅲ	2		○		
	中国語Ⅳ	2		○		
	外 国 語 展 開 科 目	英語マルチメディアレッスン基礎A（総合）	2		○	
		英語マルチメディアレッスン基礎B（TOEIC）	2		○	
英語（中級）		1		○		
フランス語（中級）		1		○		
ドイツ語（中級）		1		○		
中国語（中級）		1		○		
情 報 処 理 科 目	コンピュータ・コミュニケーションⅠ	1	○			
	コンピュータ・コミュニケーションⅡ	1	○			
情 報 処 理 展 開 科 目	画像処理基礎演習	1		○		
	Web制作	1		○		
	マルチメディア基礎演習（映像制作）	1		○		
	マルチメディア基礎演習（音楽制作）	1		○		
	Microsoft Office Specialist 特別演習	1		○		
基 礎 理 論 科 目	演 習	プロゼミⅠ	1	○		
		プロゼミⅡ	1	○		
	講 義	文芸理論	2		○	
歴史理論		2		○		

基礎理論科目	講義	異文化理解	2	○
		認識論	2	○
		論理学	2	○
		言語科学	2	○
		記号論	2	○
		統計学	2	○
		情報理論	2	○
		科学史	2	○
教養科目	哲学	2	○	
	倫理学	2	○	
	心理学	2	○	
	教育学	2	○	
	保育学	2	○	
	日本現代史	2	○	
	アジア現代史	2	○	
	ヨーロッパ現代史	2	○	
	日本文学	2	○	
	中国文学	2	○	
	英文学	2	○	
	ドイツ文学	2	○	
	フランス文学	2	○	
	ロシア文学	2	○	
	西洋古典文学	2	○	
	地理学	2	○	
	社会学	2	○	
	国際関係論	2	○	
	ボランティア論	2	○	
	法学	2	○	
	日本国憲法	2	○	
	政治学	2	○	
	経済学	2	○	
	家政学	2	○	
	数学	2	○	
	物理学	2	○	
	天文学	2	○	
	地球科学	2	○	
	生物学	2	○	
	化学	2	○	
	自然保護論	2	○	
生理学	2	○		
健康科学	2	○		
情報科学	2	○		

人文・社会共通専門科目	環境心理学	2		○	
	コミュニティ心理学	2		○	
	教育原理	2		○	
	生涯学習概論	2		○	
	教育社会学	2		○	
	人間関係論	2		○	
	社会調査法	2		○	
	フィールドワーク方法論	2		○	
	現代ジャーナリズム論	2		○	
	イベント論	2		○	
社会人形成科目	花蹊の教育と女性の生き方	1	○		
	ライフプラン・キャリアプラン	1	○		
	ソーシャルマナー	1	○		
応用実践科目	講義	パーソナリティを考える	2		○
		「自分らしさ」を探る	2		○
		対人関係のスキル	2		○
		ストレス・マネジメント	2		○
		職業人のルールとモラル	2		○
		産業と職業	2		○
		マスコミとの付き合い方	2		○
		演習	会計学特別演習	4	
	ビジネス特別演習		1		○
	自己表現特別演習		1		○
	TOEIC特別演習		1		○
	ディベート演習		1		○
	ビジネス文章表現演習		1		○
	プレゼンテーション演習	1		○	
体育実技科目	体育実技A	1		○	
	体育実技B	1		○	
	体育実技C	1		○	
	体育実技D	1		○	
	体育実技E (水泳)	1		○	
	体育実技F (水泳)	1		○	
	体育実技G	1		○	
	体育実技H	1		○	

〈後期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由	
言語情報科目	外国語展開科目	英語マルチメディアレッスンA（総合）	2		○	
		英語マルチメディアレッスンB（TOEIC）	2		○	
		英語演習A（資格）	1		○	
		英語演習B（コミュニケーション）	1		○	
		英語演習C（ビジネス）	1		○	
		英語演習D（観光）	1		○	
		フランス語演習	1		○	
		ドイツ語演習	1		○	
		中国語演習	1		○	
		ギリシア語	1		○	
		ラテン語	1		○	
	情報処理展開科目	コンピュータ・グラフィックス（3D）	1		○	
		コンピュータ・グラフィックス（CAD）	1		○	
		モバイルWeb制作	1		○	
		Flashアニメーション	1		○	
		デジタル編集	1		○	
		Windowsプログラミング	1		○	
		Microsoft Office Specialist 特別演習（上級）	1		○	
	教養科目	日本宗教論	2		○	
聖書学		2		○		
深層心理学		2		○		
ヨーロッパ中世文学		2		○		
ミステリー文学		2		○		
児童文学		2		○		
ファッション論		2		○		
ジェンダー論		2		○		
刑事法		2		○		
民事法		2		○		
国際法		2		○		
国際社会論		2		○		
国際経済		2		○		
建築環境論		2		○		
水産学		2		○		
河川海洋学		2		○		
農林科学		2		○		
公衆衛生論		2		○		
精神病理学		2		○		
ネットワーク論	2		○			
人文・社会 共通専門 科目	家族心理学	2		○		
	マーケティング心理学	2		○		
	教育学概論	2		○		

人文・社会 共通専門 科目	近代家族論	2		○	
	男性学	2		○	
	マーケティングコミュニケーション	2		○	
	メディア環境論	2		○	
	プロダクトデザイン論	2		○	
社会人 形成科目	日本漢字能力演習	1		○	
	実用数学技能演習	1		○	
応用 実践 科目	情報処理特別演習	2		○	
	公共経済特別演習 A	2		○	
	公共経済特別演習 B	2		○	
	公共経済特別演習 C	2		○	
	簿記特別演習	4		○	
	イベント検定特別演習	1		○	
	色彩検定特別演習	1		○	
総合科目	総合科目	2	○		

別表第二 外国人留学生に関する科目

授 業 科 目		単位数	必修	選択	自由
日本語科目	日本語 I A	2		○	
	日本語 I B	2		○	
	日本語 II A	2		○	
	日本語 II B	2		○	
	日本語 III A	2		○	
	日本語 III B	2		○	
日本事情科目	日本事情 A	2		○	
	日本事情 B	2		○	
	日本事情 C	2		○	
	日本事情 D	2		○	

別表第三 文学部共通専門科目

〈前期課程〉

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択	自 由
文芸創作論	2		○	
レトリック概論	2		○	
言語学概論	2		○	
芸術論	2		○	
造形論	2		○	
色彩論	2		○	
装いの心理学	2		○	
化粧の心理学	2		○	
教育相談及びカウンセリング	2		○	
教育の方法及び技術の研究	2		○	
生徒指導及び進路指導	2		○	
図書館概論	2		○	

〈後期課程〉

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択	自 由
演劇論	2		○	
言語哲学	2		○	
朗読法	2		○	
非言語コミュニケーション論	2		○	
コミュニケーション心理学	2		○	
情報文化史	2		○	
色彩象徴論	2		○	
図書・図書館史	2		○	
情報サービス演習 A	1		○	

別表第四 文学部人文学科専門科目  
 〈前期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
総 論	日本史概説A	2		○	
	日本史概説B（近代）	2		○	
	民俗学	2		○	
	日本美術史（鑑賞を含む）A	2		○	
	日本美術史（鑑賞を含む）B	2		○	
	日本文学概論	2		○	
	国語学概論	2		○	
	日本文学史	2		○	
	日本芸能論	2		○	
	書道史	2		○	
	書芸術の鑑賞	2		○	
	西洋史概説A	2		○	
	西洋史概説B（近代）	2		○	
	西洋美術史（鑑賞を含む）A	2		○	
	西洋美術史（鑑賞を含む）B	2		○	
	英米文学概論	2		○	
	英語学概論	2		○	
	英米文学史	2		○	
	英語コミュニケーション概論	2		○	
	比較文化概論	2		○	
	比較文学概論	2		○	
	中国文学概論	2		○	
	歴史学概論	2		○	
	考古学概説	2		○	
	地理学概説	2		○	
	東洋史概説	2		○	
	東洋美術史（鑑賞を含む）	2		○	
	哲学概論	2		○	
	美学概論	2		○	
	宗教学概論	2		○	
	文化人類学	2		○	
	博物館概論	2		○	
研究入門	人文学研究入門A	2	○		
	人文学研究入門B	2	○		
基 礎 実 習	書道基礎実習AⅠ（入門）	1		○	
	書道基礎実習AⅡ（応用）	1		○	
	書道基礎実習B（楷書）	1		○	
	書道基礎実習C（行書）	1		○	
	絵画基礎実習Ⅰ（入門：映像メディア表現を含む）	1		○	
	絵画基礎実習Ⅱ（応用：映像メディア表現を含む）	1		○	

基礎 実習	デザイン基礎実習Ⅰ（入門：映像メディア表現を含む）	1		○	
	デザイン基礎実習Ⅱ（応用：映像メディア表現を含む）	1		○	
	彫刻基礎実習Ⅰ（入門）	1		○	
	彫刻基礎実習Ⅱ（応用）	1		○	
	工芸基礎実習Ⅰ（入門）	1		○	
	工芸基礎実習Ⅱ（応用）	1		○	
実習	芸術芸能実習A（茶道）	1		○	
	芸術芸能実習B（華道）	1		○	
	芸術芸能実習C（香道）	1		○	

〈後期課程〉

授 業 科 目		単位数	必修	選択	自由
各 論	日本の歴史と社会	2		○	
	日本文化史	2		○	
	伝承文化論	2		○	
	近代美術史（鑑賞を含む）	2		○	
	風俗史	2		○	
	日本思想史	2		○	
	文化財学	2		○	
	漢文学	2		○	
	古代日本文学	2		○	
	中世日本文学	2		○	
	近世日本文学	2		○	
	近代日本文学	2		○	
	国語史	2		○	
	国語音声学	2		○	
	日本語文章表現	2		○	
	テキスト構造論	2		○	
	書論	2		○	
	ヨーロッパの歴史と社会	2		○	
	ヨーロッパ文化史	2		○	
	イスラム研究	2		○	
アメリカ研究	2		○		
西洋図像学	2		○		
西洋哲学史	2		○		
現代思想	2		○		
多文化社会と民族問題	2		○		
ヨーロッパ文学	2		○		
イギリス古典文学	2		○		
現代イギリス文学	2		○		
アメリカ古典文学	2		○		
現代アメリカ文学	2		○		
比較文学A	2		○		



各 論	比較文学B	2		○	
	女性作家の文学	2		○	
	女性と文化	2		○	
	中国文化史	2		○	
	東西美術交流	2		○	
	中国哲学史	2		○	
	比較神話論	2		○	
	文化と心理 文化と身体	2 2		○ ○	
特殊講義	人文学特殊講義	2		○	
特殊演習	文芸ライティング演習A (創作)	1		○	
	文芸ライティング演習B (創作)	1		○	
	文芸ライティング演習C (短歌)	1		○	
	文芸ライティング演習D (俳句)	1		○	
実 習	書道実習A (草書)	1		○	
	書道実習B (隸書)	1		○	
	書道実習C (篆書・篆刻)	1		○	
	書道実習D (仮名)	1		○	
	書道実習E (漢字仮名交じり)	1		○	
	書道実習F (実用書法)	1		○	
	絵画実習A (洋画)	1		○	
	絵画実習B (洋画)	1		○	
	絵画実習C (日本画)	1		○	
	絵画実習D (特殊表現)	1		○	
	デザイン実習A (色彩構成)	1		○	
	デザイン実習B (平面構成)	1		○	
	デザイン実習C (空間構成)	1		○	
	デザイン実習D (視覚伝達デザイン)	1		○	
	彫刻実習A (塑像)	1		○	
	彫刻実習B (石膏)	1		○	
	彫刻実習C (テラコッタ)	1		○	
	彫刻実習D (金属造形)	1		○	
	工芸実習A (紙)	1		○	
	工芸実習B (木)	1		○	
工芸実習C (空間演出)	1		○		
工芸実習D (土)	1		○		
演習	人文学演習I	2	○		
	人文学演習II	4	○		

備考

一 前期課程において含むべき学科専門科目

- 1 総論の授業科目は、8単位以上修得する。
- 2 研究入門の授業科目は、4単位修得する。

二 後期課程において含むべき学科専門科目

- 1 各論の授業科目は、16単位以上修得する。
- 2 特殊講義、特殊演習及び実習の授業科目から、10単位以上修得する。

三 後期課程の学生として修得した前期課程の総論の授業科目の単位は、6単位まで後期課程に必要な単位として含めることができる。

別表第五 文学部現代文化表現学科専門科目

〈前期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
総 論	文化表現基礎論	2	○		
	現代文学概論	2	○		
	文化創造論	2		○	
	現代メディア論	2		○	
	身体表現論	2		○	
	現代社会と文化表現	2		○	
	ポピュラーカルチャー概論	2		○	
研究入門	現代文化表現学研究入門A	2	○		
	現代文化表現学研究入門B	2	○		
基礎 実習	映像メディア基礎実習	1		○	
	デジタル表現基礎実習	1		○	
	現代デザイン基礎実習	1		○	
	パフォーマンス基礎実習	1		○	

〈後期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
各 論	現代文化表現史	2		○	
	文化表現の倫理	2		○	
	文化表現とテクノロジー	2		○	
	現代言語表現論	2		○	
	文化創造における伝統と現代	2		○	
	文化批評	2		○	
	写真論	2		○	
	女性と文化表現	2		○	
	消費社会論	2		○	
	映像芸術論	2		○	
	ファッション文化論	2		○	
	現代アート論	2		○	
	デザイン文化論	2		○	
	スポーツ文化論	2		○	
	マンガ・アニメーション論	2		○	
	舞台芸術論	2		○	
コマーシャル表現論	2		○		

各論	現代建築文化論	2		○	
	デジタル表現論	2		○	
	ポピュラー音楽論	2		○	
特殊講義	現代文化表現学特殊講義 (現代文学・ポピュラーカルチャー)	2		○	
	現代文化表現学特殊講義 (都市・社会)	2		○	
	現代文化表現学特殊講義 (メディア・アート)	2		○	
	現代文化表現学特殊講義 (身体・モード)	2		○	
特殊演習	ライティング特殊演習 (広告・広報)	1		○	
	ライティング特殊演習 (編集・ジャーナリズム)	1		○	
	ライティング特殊演習 (ウェブ・DTP)	1		○	
実習	映像メディア実習	1		○	
	デジタル表現実習	1		○	
	現代デザイン実習	1		○	
	パフォーマンス実習	1		○	
演習	現代文化表現学演習Ⅰ (現代テキスト表現)	2		○	
	現代文化表現学演習Ⅰ (文化の社会学)	2		○	
	現代文化表現学演習Ⅰ (映像表現)	2		○	
	現代文化表現学演習Ⅰ (コンピューターと現代文化)	2		○	
	現代文化表現学演習Ⅰ (現代音楽文化)	2		○	
	現代文化表現学演習Ⅰ (パフォーマンス)	2		○	
	現代文化表現学演習Ⅰ (モード文化)	2		○	
	現代文化表現学演習Ⅱ (現代テキスト表現)	4		○	
	現代文化表現学演習Ⅱ (文化の社会学)	4		○	
	現代文化表現学演習Ⅱ (映像表現)	4		○	
	現代文化表現学演習Ⅱ (コンピューターと現代文化)	4		○	
	現代文化表現学演習Ⅱ (現代音楽文化)	4		○	
	現代文化表現学演習Ⅱ (パフォーマンス)	4		○	
	現代文化表現学演習Ⅱ (モード文化)	4		○	

備考

- 一 前期課程において含むべき学科専門科目
  - 1 総論の授業科目は、8単位以上修得する。
  - 2 研究入門の授業科目は、4単位修得する。
- 二 後期課程において含むべき学科専門科目
  - 1 各論の授業科目から、16単位以上修得する。
  - 2 特殊講義の授業科目は、6単位以上修得する。
  - 3 特殊演習及び実習の授業科目から、4単位以上修得する。

別表第六 文学部コミュニケーション文化学科専門科目  
 (前期課程)

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
総 論	コミュニケーション文化概論	2	○		
	日本語コミュニケーション論Ⅰ (音声)	2	○		
	コミュニケーション倫理	2		○	
	言語コミュニケーション概論	2		○	
	異文化コミュニケーション論	2		○	
	多文化社会とコミュニケーション	2		○	
	文化記号論	2		○	
	マスコミュニケーション論	2		○	
	日本語教育概説	2		○	
	放送文化基礎論	2		○	
	研究入門	日本語コミュニケーションスキルⅠ (会話)	1	○	
日本語ディベート演習		1	○		

(後期課程)

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由	
各 論	必修	日本語コミュニケーション論Ⅱ (文章)	2	○		
	A群	コミュニケーション地域文化論A	2		○	
		コミュニケーション地域文化論B	2		○	
		コミュニケーション地域文化論C	2		○	
		コミュニケーション地域文化論D	2		○	
		パフォーマンスコミュニケーション論	2		○	
		伝承文化とコミュニケーション	2		○	
		若者コミュニケーション文化論	2		○	
		介護福祉コミュニケーション論	2		○	
	B群	国際コミュニケーション論	2		○	
		異文化接触論	2		○	
		地域言語とコミュニケーション	2		○	
		日本語教育論	2		○	
		比較言語文化論	2		○	
		翻訳論	2		○	
		対話技法	2		○	
		コミュニケーション障害論	2		○	
	語用論	2		○		
	C群	コミュニケーションシンボル論	2		○	
		造形文化論	2		○	
映像コミュニケーション論		2		○		
デジタルコミュニケーション論		2		○		
現代コミュニケーション論		2		○		

各論	C群	ビジネスコミュニケーション論	2		○	
		マスコミ言語論	2		○	
		放送文化論	2		○	
特殊講義		コミュニケーション文化学特殊講義	2	○		
特殊演習		英語コミュニケーションスキル	1		○	
		日本語教育演習	1		○	
実習		コミュニケーション文化学特殊実習A (アナウンス)	1		○	
		コミュニケーション文化学特殊実習B (敬語)	1		○	
		コミュニケーション文化学特殊実習C (広報・デジタル編集)	1		○	
		コミュニケーション文化学特殊実習D (インタビュー)	1		○	
		コミュニケーション文化学特殊実習E (プレゼンテーション)	1		○	
		コミュニケーション文化学特殊実習F (手話)	1		○	
		コミュニケーション文化学特殊実習G (点字)	1		○	
		異文化体験学習	1		○	
演習		コミュニケーション文化学演習Ⅰ	2	○		
		コミュニケーション文化学演習Ⅱ	4	○		
		日本語コミュニケーションスキルⅡ (文章)	1	○		

備考

一 前期課程において含むべき学科専門科目

- 1 総論の授業科目は、10単位以上修得する。
- 2 研究入門の授業科目は、2単位修得する。

二 後期課程において含むべき学科専門科目

- 1 文学部共通専門科目及び各論の授業科目から、20単位以上修得する。  
(必修2単位、各論のA群から2単位およびB群から2単位を含まなければならない。)
- 2 特殊講義の授業科目は、2単位以上修得する。
- 3 特殊演習及び実習の授業科目から、3単位以上修得する。

別表第七 文学部臨床心理学科専門科目

〈前期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
総  論	心理学概論	2	○		
	教育心理学	2	○		
	人間の行動	2	○		
	学校心理学概論	2	○		
	臨床心理学	2		○	
	発達心理学	2		○	
	認知心理学	2		○	
	社会心理学	2		○	
	健康教育概論	2		○	
	心理学史	2		○	
	医学概論	2		○	
	研究入門	心理統計	2	○	
実 習	心理学基礎実験	2	○		
	心理学臨地実習	1		○	

〈後期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
各  論	健康心理学	2		○	
	視覚と芸術の心理学	2		○	
	思考心理学	2		○	
	言語心理学	2		○	
	道徳心理学	2		○	
	産業心理学	2		○	
	人格心理学	2		○	
	高齢者の心理学	2		○	
	犯罪心理学	2		○	
	データ解析	2		○	
	実験計画法	2		○	
	青年期の発達心理学	2		○	
	学校臨床心理学	2		○	
	キャリアカウンセリング	2		○	
	臨床行政論	2		○	
	障害児（者）の心理と行動	2		○	
	知的障害の心理と指導援助	2		○	
	カウンセリング心理学	2		○	
	家族療法論	2		○	
	健康心理カウンセリング	2		○	
	健康心理アセスメント	2		○	
	心理教育的アセスメント	2		○	

各          論	認知カウンセリング	2		○	
	L D, ADHDの心理と指導援助	2		○	
	精神医学	2		○	
	医療・看護の心理学	2		○	
	精神保健福祉論	2		○	
	心身医学	2		○	
	生理心理学	2		○	
	臨床教育学	2		○	
	職場のメンタルヘルス	2		○	
	産業カウンセリング	2		○	
特殊演習	遊戯・芸術療法	1		○	
	心理査定法	1		○	
実 習	健康心理アセスメント実習	2		○	
	カウンセリング実習	2	○		
演 習	臨床心理学演習Ⅰ	2	○		
	臨床心理学演習Ⅱ	4	○		

備考

一 前期課程において含むべき学科専門科目

- 1 総論の授業科目は、8単位以上修得する。
- 2 研究入門の授業科目は、2単位修得する。
- 3 実習の授業科目は、2単位以上修得する。

二 後期課程において含むべき学科専門科目

- 1 各論、特殊演習、実習の授業科目から、26単位以上修得する。

別表第八 教職に関する科目

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
教職論	2	○	
教育原理	2	○	
教育心理学	2	○	
教育制度及び教育法規	2	○	
国語科教材研究	4		○
美術科教材研究	4		○
国語科教育法	4		○
書道科教育法	4		○
美術科教育法	4		○
道徳教育の研究	2		○
特別活動の研究	2	○	
教育の方法及び技術の研究	2	○	
生徒指導及び進路指導	2	○	
教育相談及びカウンセリング	2	○	
教育実習 A	5		○
教育実習 B	3		○
教職実践演習（中・高）	2	○	

## 備考

- 一 1 「教育原理」は、全学共通科目として開設する。  
 2 「教育の方法及び技術の研究」、「生徒指導及び進路指導」及び「教育相談及びカウンセリング」は、文学部共通専門科目として開設する。  
 3 「教育心理学」は、文学部臨床心理学科専門科目として開設する。



別表第九 図書館に関する科目

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
生涯学習概論	2	○	
図書館概論	2	○	
図書館情報技術論	2	○	
図書館制度・経営論	2	○	
児童サービス論	2	○	
図書館サービス概論	2	○	
情報サービス論	2	○	
情報サービス演習A	1	○	
情報サービス演習B	1	○	
図書館情報資源概論	2	○	
情報資源組織論	2	○	
情報資源組織演習A	1	○	
情報資源組織演習B	1	○	
図書・図書館史	2		○
図書館基礎特論	1		○
図書館サービス特論	1		○
図書館情報資源特論	1		○
図書館施設論	1		○

備考

- 一 1 「生涯学習概論」は、全学共通科目として開設する。  
 2 「図書館概論」、「情報サービス演習A」及び「図書・図書館史」は、文学部共通専門科目として開設する。

別表第十 司書教諭に関する科目

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
学校経営と学校図書館	2	○	
学校図書館メディアの構成	2	○	
学習指導と学校図書館	2	○	
読書と豊かな人間性	2	○	
情報メディアの活用	2	○	

別表第十一 博物館に関する科目

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択
	生涯学習概論	2	○	
	博物館概論	2	○	
	博物館経営論	2	○	
	博物館資料論	2	○	
	博物館資料保存論	2	○	
	博物館展示論	2	○	
	博物館情報・メディア論	2	○	
	博物館教育論	2	○	
	博物館実習	3	○	
文化史	日本文化史	2		○
	中国文化史	2		○
	ヨーロッパ文化史	2		○
	日本の歴史と社会	2		○
美術史	日本美術史（鑑賞を含む）A	2		○
	日本美術史（鑑賞を含む）B	2		○
	西洋美術史（鑑賞を含む）A	2		○
	西洋美術史（鑑賞を含む）B	2		○
	近代美術史（鑑賞を含む）	2		○
	東洋美術史（鑑賞を含む）	2		○
	東西美術交流	2		○
	西洋図像学	2		○
民俗学	民俗学	2		○
	伝承文化論	2		○
	文化人類学	2		○
その他	考古学概説	2		○
	文化財学	2		○

## 備考

- 一 1 必修科目のうち、「生涯学習概論」は全学共通科目として、「博物館概論」は文学部人文学科専門科目として開設する。
- 2 選択科目は、文学部人文学科専門科目として開設する。
- 3 選択科目は、左欄3系列にわたり、各4単位以上を修得する。

別表第十二 マネジメント学部共通専門科目

〈前期課程〉

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択	自 由
社会科学入門	2		○	
金融の基礎	2		○	
サステイナブルマネジメント入門	2		○	
現代社会を読む	2		○	
実践ゼミナール	4	○		

〈後期課程〉

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択	自 由
日本の金融システム	2		○	
日本の財政	2		○	
経済統計論	2		○	

別表第十三 マネジメント学部マネジメント学科専門科目

〈前期課程〉

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択	自 由
基 幹 科 目	企業経営入門	2	○	
	経済学入門	2	○	
	公共政策入門	2	○	
	企業会計の基礎	2		○
	証券論	2		○
	マーケティングの基礎	2		○
	起業論	2		○
	人事管理の基礎	2		○
	マクロ経済学の基礎	2		○
	ミクロ経済学の基礎	2		○
	社会科学と数学	2		○
	情報システム設計	2		○
	民法の基礎	2		○
	民法	2		○
	憲法	2		○
	行政法	2		○
	行政学総論	2		○
	地方自治総論	2		○
	文化とまちづくり	2		○
	NPO論	2		○
アーツマネジメントの基礎	2		○	
アートプロジェクト入門	2		○	

〈後期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
展 開 科 目	経営史	2		○	
	経営戦略論	2		○	
	経営組織論	2		○	
	国際経営論	2		○	
	マーケティング論	2		○	
	雇用と能力開発	2		○	
	事業戦略概論	2		○	
	リスクマネジメント論	2		○	
	管理会計概論	2		○	
	ベンチャー経営論	2		○	
	オペレーションズ・リサーチ	2		○	
	社会科学と最適化	2		○	
	コーポレートファイナンス	2		○	
	投資管理論	2		○	
	ビジネスリーダー論	2		○	
	ビジネス倫理	2		○	
	女性のキャリアデザイン	2		○	
	マクロ経済学	2		○	
	ミクロ経済学	2		○	
	日本経済論	2		○	
	経済政策	2		○	
	産業組織論	2		○	
	国際経済学	2		○	
	データで読み解く日本経済	2		○	
	アジアの経済	2		○	
	労働経済学	2		○	
	公共経済学	2		○	
	情報処理システム	2		○	
	情報処理システム応用	2		○	
	契約法制総論	2		○	
	契約法制各論	2		○	
	経営法務	2		○	
	財産権のシステム	2		○	
	企業法制総論	2		○	
	企業法制各論	2		○	
	国際化と法	2		○	
	裁判システム	2		○	
	行政学各論	2		○	
	地方自治論	2		○	
	政策形成と政策評価	2		○	
地域政策	2		○		
地域活性化論	2		○		

展 開 科 目	アーツマネジメント	2		○	
	文化の法制度	2		○	
	文化経済学	2		○	
	文化政策	2		○	
	比較文化政策	2		○	
	パフォーミングアーツと国際コミュニケーション	2		○	
	芸術文化とNPO	2		○	
	企業メセナ・フィランソロピー	2		○	
	現代の舞台芸術ビジネス	2		○	
	広告にみる表現技術	2		○	
	文化思想と芸術	2		○	
	メディア芸術産業論	2		○	
	舞台芸術産業論	2		○	
	視覚芸術産業論	2		○	
都市デザイン論	2		○		
ライフスタイルとデザイン	2		○		
演習	展開ゼミナール	2	○		
卒業論文・卒業研究	卒業論文・卒業研究	2		○	

備考

一 前期課程において含むべき学科専門科目

- 1 基幹科目は、8単位以上修得する。
- 2 マネジメント学部共通専門科目は、4単位以上修得する。

二 後期課程において含むべき学科専門科目

- 1 展開科目は、28単位以上修得する。
- 2 演習の授業科目は、4単位修得する（展開ゼミナールは2年間にわたり履修し、4単位修得しなければならない）。

別表第十四 マネジメント学部観光マネジメント学科専門科目  
 〈前期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
基 幹 科 目	観光学入門	2	○		
	観光産業論	2	○		
	観光政策論	2		○	
	国際交通経済学	2		○	
	宿泊産業論	2		○	
	観光経営論	2		○	
	観光文化論	2		○	
	観光情報論	2		○	

〈後期課程〉

授 業 科 目		単位	必修	選択	自由
展 開 科 目	観光企画論	2		○	
	観光メディア論	2		○	
	国際観光政策論	2		○	
	観光関連法規	2		○	
	旅行業法	2		○	
	国際観光交通論	2		○	
	各国観光事情	2		○	
	観光消費行動論	2		○	
	観光経営者論	2		○	
	観光リスクマネジメント	2		○	
	観光投資論	2		○	
	観光と鉄道	2		○	
	観光資源論	2		○	
	観光経済学	2		○	
	交通システム論	2		○	
	航空産業論	2		○	
	観光地理学	2		○	
	ホテルマネジメント	2		○	
	国際文化交流論	2		○	
	観光人類学	2		○	
	観光と保養	2		○	
	祭りと文化	2		○	
	観光倫理学	2		○	
	テーマパーク論	2		○	
	ホスピタリティ論	2		○	
	エコツーリズム論	2		○	
	世界遺産研究	2		○	
	観光まちづくり	2		○	
旅行情報システム	2		○		

展開科目	観光調査法	2		○	
	観光統計解析	2		○	
演習	観光マネジメント学演習	2	○		
卒業論文・卒業研究	卒業論文・卒業研究	2		○	

備考

一 前期課程において含むべき学科専門科目

- 1 基幹科目は、8単位以上修得する。
- 2 マネジメント学部共通専門科目は、4単位以上修得する。

二 後期課程において含むべき学科専門科目

- 1 展開科目は、28単位以上修得する。
- 2 演習の授業科目は、4単位修得する（観光マネジメント学演習は2年間にわたり履修し、4単位修得しなければならない）。

別表第十五 マネジメント学部生活環境マネジメント学科専門科目

〈前期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
基 幹 科 目	サステイナブルビジネス	2	○		
	環境倫理学	2	○		
	環境行政論	2		○	
	自然生命環境論	2		○	
	都市環境論	2		○	
	居住環境論	2		○	
	家庭経営論	2		○	

〈後期課程〉

授 業 科 目		単 位	必 修	選 択	自 由
展 開 科 目	環境思想論	2		○	
	環境法学	2		○	
	環境アセスメント論	2		○	
	地球環境論	2		○	
	資源・廃棄物論	2		○	
	エコビジネス論	2		○	
	環境経済学	2		○	
	地域経営論	2		○	
	タウンマネジメント	2		○	
	都市計画論	2		○	
	防災論	2		○	
	庭園と都市環境	2		○	
	住居管理論	2		○	
	歴史的環境保全論	2		○	
	住宅政策論	2		○	

展 開 科 目	居住文化論	2		○	
	消費経済論	2		○	
	資産運用論	2		○	
	社会福祉論	2		○	
	社会保障論	2		○	
	高齢者福祉論	2		○	
	健康管理論	2		○	
	家族関係論	2		○	
	衣服環境論	2		○	
	アパレル流通論	2		○	
	衣服文化論	2		○	
	食生活環境論	2		○	
	食文化論	2		○	
フードデザイン論	2		○		
食品流通論	2		○		
演習	生活環境マネジメント学演習	2	○		
卒業論文・卒業研究	卒業論文・卒業研究	2		○	

備考

- 一 前期課程において含むべき学科専門科目
  - 1 基幹科目は、8単位以上修得する。
  - 2 マネジメント学部共通専門科目は、4単位以上修得する。
- 二 後期課程において含むべき学科専門科目
  - 1 展開科目は、28単位以上修得する。
  - 2 演習の授業科目は、4単位修得する（生活環境マネジメント学演習は2年間にわたり履修し、4単位修得しなければならない）。



# 学 則

(平成18～21年度入学生適用)



# 跡見学園女子大学学則

昭和四十年四月一日施行

## 第一章 総 則

### 第一節 目 的

- 第一条** 本学は、跡見学園女子大学と称し、学校教育法の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して有能なる社会人、家庭人たる女性の育成を目的とする。
- 2 前項に規定する目的に加え、本学に置く学部の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を第三章及び第四章の学部規則に定める。
- 第一条の二** 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項に規定する自己点検・評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
- 3 第1項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。
- 4 本学は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
- 5 自己点検・評価及び認証評価に関し必要な事項は、別に定める。
- 第一条の三** 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

### 第二節 組 織

- 第二条** 本学に、文学部及びマネジメント学部を置く。
- 2 本学に、大学院を置く。大学院に関する学則は、別に定める。
- 第三条** 削除
- 第四条** 本学に次の附属教育研究組織を置く。
- 一 全学共通科目運営センター
  - 二 図書館
  - 三 花蹊記念資料館
  - 四 情報メディアセンター
  - 五 心理教育相談所
- 2 前項各号の組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 第三節 教職員組織

- 第五条** 本学の教職員組織は、次のとおりとする。
- 一 学長（学長は教授を兼ねる。）
  - 二 副学長（副学長は一名とし、教授を兼ねる。）
  - 三 教授、准教授、講師、助教、助手
  - 四 司書、学芸員、事務職員
- 2 学部に学部長を置き、学部の教授をもって充てる。
- 第五条の二** 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 副学長は、学長の職務を助ける。
  - 3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
  - 4 学長、副学長及び学部長の採用のための選考に関し必要な事項は、別に定める。

### 第三節の二 大学評議会

**第五条の三** 本学に、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会の評議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 学長
  - 二 副学長
  - 三 学部長
  - 四 研究科長
  - 五 附属教育研究組織の長のうち本学が定める者
  - 六 学部から選出される教授
  - 七 大学評議会の議に基づいて学長が指名する専任教員
- 3 大学評議会は、次に掲げる事項について審議する。
  - 一 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び適正な実施に関する事項
  - 二 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - 三 本学の研究活動適正化の推進に関する事項
  - 四 本学の予算の見積りの方針に関する事項
  - 五 学部、学科及び研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止並びに学生の定員に関する事項
  - 六 教員人事の方針に関する事項
  - 七 本学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
  - 八 学生の厚生及び補導に関する事項
  - 九 学生の入学、卒業又は修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
  - 十 本学の教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項
  - 十一 本学の教育研究活動等の状況について行う自己点検・評価に関する事項
  - 十二 その他本学の運営に関する重要事項
- 4 大学評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 大学評議会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 第四節 教授会

**第六条** 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議する。
  - 一 学部の教育研究上の目的を達成するための方針に関する事項
  - 二 学部に固有な規則の制定又は改廃に関する事項
  - 三 学部の予算の執行に関する事項
  - 四 学部の教員組織の構成及び連絡調整に関する事項
  - 五 学部の教員人事の選考に関する事項
  - 六 学部の教育課程の編成に関する事項
  - 七 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
  - 八 学部の教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項
  - 九 その他学部の教育又は研究に関する重要事項
- 4 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
- 5 教授会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 第四節の二 全学教授会

**第六条の二** 本学に、全学教授会を置く。

- 2 全学教授会は、学長及び副学長並びにすべての学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組

織する。

- 3 全学教授会は、大学評議会の定めるところにより、その報告を聴取すると共に次に掲げる事項について審議する。
  - 一 学長の選考に関する事項
  - 二 副学長の選考に関する事項
  - 三 附属教育研究組織の長の選考に関する事項
  - 四 大学評議会が承認を求める事項
  - 五 大学評議会の諮問する事項
- 4 全学教授会に議長を置き、学部長の互選によってそれに充てる。
- 5 全学教授会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第四節の三 称 号

**第六条の三** 本学に名誉教授の称号を置く。

- 2 名誉教授の称号の授与については、別に定める。

#### 第五節 学年、学期及び休業日

**第七条** 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

- 2 学年を次の二期に分ける。
  - 一 春学期 四月一日から九月三十日まで
  - 二 秋学期 十月一日から翌年三月三十一日まで
- 3 休業日は、次のとおりとする。
  - 一 日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
  - 三 学園創立記念日 一月八日
  - 四 年度毎に定める春季・夏季及び冬季休業日ただし、この規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

## 第二章 学部通則

### 第一節 修業年限及び在学年限

**第八条** 本学の修業年限は、四年とし、前期課程二年（一・二年次）と後期課程二年（三・四年次）に分ける。ただし、それぞれの課程において四年を超えて在学することはできない。

- 2 前期課程から後期課程に進級する際には、第十八条第2項の要件を満たさなければならない。
- 3 前項の要件に満たない場合は、原級留置とする。
- 4 進級に関して必要な事項は、別に定める。
- 5 第十条の二第1項及び第2項により入学を許可された者は、同条第3項により定められた在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第二節 入学及び編入学

**第九条** 入学の時期は、学年の始めとする。

**第十条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれか一に該当する女子でなければならない。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

**第十条の二** 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を願い出た者については、選考のうえ学長がこれを許可することができる。

- 一 大学を卒業した者
  - 二 短期大学、高等専門学校を卒業した者
  - 三 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第十条に規定する者に限る。）
  - 四 国立養護教諭養成所を卒業した者
  - 五 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）附則第七条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成所学校の課程を修了又は卒業した者
  - 六 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者
  - 七 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（第十条に規定するものに限る。）
- 2 第五十八条に規定する者のほか、本学への編入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考のうえ学長がこれを許可することができる。
- 3 前二項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、教授会の議を経て学部長が決する。
- 4 第1項及び第2項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取り扱いについては、別に定める。

**第十一条** 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

**第十二条** 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

**第十三条** 前条の選考の結果に基づき合格の判定を受けた者は、所定の期日までに在学誓書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

**第十四条** 削除

### 第三節 教育課程及び履修方法

**第十五条** 授業科目を前期課程科目と後期課程科目に分けて、それぞれにおいて全学共通科目と学部専門科目を開設する。

2 全学共通科目は、言語情報科目（外国語科目Ⅰ、外国語科目Ⅱ、外国語展開科目及び情報処理科目）基礎理論科目、教養科目、社会人形成科目、総合科目、応用実践科目、体育実技科目及び人文・社会共通専門科目に分ける。

3 第1項のほか、教職に関する科目、図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を文学部に開設する。

4 第1項のほか、外国人留学生に関する科目を開設する。

**第十六条** 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とに分ける。

**第十七条** 全学共通科目の種類及び単位数は、別表第一のとおりとする。

2 外国人留学生に関する科目の種類及び単位数は、別表第二のとおりとする。

**第十八条** 各学部における卒業に要する単位数（以下「卒業単位数」という。）は、全学共通科目、学部専門科目合わせて百二十四単位とする。

- 2 各学部において前期課程から後期課程に進級する際に必要な修得単位数は（以下「進級要件」という。）、六十二単位（全学共通科目四十二単位及び学部専門科目二十単位）とする。
- 3 各学部における全学共通科目の修得単位数は五十八単位（前期課程四十二単位及び後期課程十六単位）とし、前期課程については、言語情報科目二十単位（外国語科目Ⅰ八単位、外国語科目Ⅱ八単位及び情報処理科目四単位）、基礎理論科目六単位、教養科目六単位及び社会人形成科目三単位を、後期課程については、教養科目二単位、社会人形成科目二単位及び総合科目四単位を含まなければならない。ただし、外国語科目Ⅱ八単位は、外国語展開科目又は体育実技科目の修得をもって代えることができる。
- 4 各学部における学部専門科目の修得単位数は六十六単位（前期課程二十単位及び後期課程四十六単位）とする。

#### 第十八条の二 削除

**第十九条** 各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法により、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、十五時間の授業をもって一単位とする。
  - 二 演習（外国語科目及び講読を含む。）については、三十時間の授業をもって一単位とする。
  - 三 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの授業をもって一単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認め、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

**第二十条** 授業科目は、十五週又は三十週の授業が終結したとき、その成績を評価するために試験又は小論文を課す。評価は百点を満点とし、六十点をもって合格とし、単位を与える。ただし、授業時数の三分の二以上出席しなければならない。

**第二十一条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

**第二十二条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

**第二十三条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第二十一条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

#### 第四節 休学、転学、転部、留学、退学、除籍及び再入学

**第二十四条** 疾病その他特別な事由により三ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署の上、所定の期日までに学長に願い出て、一学期を単位として、休学することができる。

- 2 健康診断の結果に基づき疾病の療養にかかる期間が三ヶ月以上に及ぶと校医が判断した者については、学長は、休学を命ずることができる。

- 3 休学期間は、一年を超えることができない。なお、休学期間は、通算して四年を超えることができない。
- 4 休学事由が止んだときは、休学解除願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 5 休学期間は、第八条の在学期間には算入しない。

**第二十五条** 転学を希望する者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

**第二十六条** 転部を希望する者は、転部願を提出し、学長の許可を得なければならない。

**第二十七条** 外国の大学に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第八条の在学期間に含めることができる。
- 3 留学に関する規程は、別に定める。

**第二十八条** 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

**第二十九条** 次の各号の一に該当する者は、大学評議会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納入を怠り、督促しても納入しない者
- 二 第八条に定める在学年限を超えた者

**第三十条** 再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年次に入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する規程は、別に定める。

#### 第五節 卒業及び学位記

**第三十一条** 本学を卒業するためには、四年以上在学し、第十八条に定める卒業単位数を修得しなければならない。

- 2 前項に関わらず、第十条の二第1項及び第2項により入学を許可された者は、同条第3項により定められた在学すべき年数以上在学し、第十八条に定める卒業単位数を修得しなければならない。

**第三十二条** 前条に定める要件を満たした者には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第六節 賞 罰

**第三十三条** 学業優秀、学生生活の模範となると認められた者は、これを表彰することができる。

**第三十四条** 性行不良、学業怠慢、その他学生の本分に反すると認められた者は、訓告、停学又は退学に処する。ただし、退学は次の各号のいずれか一又はそれ以上にわたる者についてのみ行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく、出席の常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

- 2 前項に定める停学期間は、第八条の在学期間に算入する。ただし、三ヶ月以上の停学期間は、修業年限に含めない。

#### 第七節 厚生施設

**第三十五条** 学生の心身の健康維持と向上のための保健センターを置く。

- 2 保健センターには、保健師又は看護師を置き、校医及びカウンセラーを委嘱する。
- 3 保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

#### 第八節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生及び外国人留学生

**第三十六条** 本学の学生以外の者で、第十条に定める資格を有する者が、一又は複数の授業科目の履修を希望する場合は、正規の学生の学修に支障のない場合に限り、科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生として履修した授業科目については、第二十条の定めるところにより所定の単位を与えることができる。



- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。
- 第三十七条** 他の大学又は短期大学の学生で、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生として履修を許可することがある。
- 2 前項の規定は、大学以外の教育施設等に在学する者で、当該施設等との協議に基づき、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
- 3 第1項の規定は、本学との間に相互交流に関する協定を締結した外国の大学の学生で、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
- 4 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。
- 第三十八条** 本学に研究生制度を設ける。
- 2 研究生に関する規程は、別に定める。
- 第三十九条** 他の機関又は団体等から学生の委託を受けることがある。
- 2 委託学生に関する規程は、別に定める。
- 第四十条** 外国人で第十条に定める資格を有する者を、外国人留学生として受け入れることがある。
- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

#### 第九節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

- 第四十一条** 本学の入学検定料、入学金及び授業料の金額は、次のとおりとする。
- |         |          |
|---------|----------|
| 入学検定料   | 35,000円  |
| 入学金     | 300,000円 |
| 授業料(年額) | 742,000円 |
- なお、授業料に関しては、二年次からは各学年ごとに10,000円増の漸増方式を適用する。ただし、修業年限を超えた場合は適用しない。
- 2 跡見学園女子大学短期大学部からの編入学者は、入学金の半額を免除する。
- 3 再入学者は入学金を免除する。
- 4 施設設備費、実習費その他教育上必要な費用は、別に徴収する。
- 第四十二条** 授業料の納入期は次のとおりとする。
- |     |          |    |     |
|-----|----------|----|-----|
| 春学期 | 371,000円 | 納期 | 四月中 |
| 秋学期 | 371,000円 | 納期 | 十月中 |
- 第四十三条** 休学期間中の授業料は徴収する。ただし、休学事由及び期間により、その一部を免除することがある。
- 2 学期を通して休学する場合は、施設設備費を免除する。
- 第四十四条** 学期の途中で退学する者の授業料は、当該期分の額を徴収する。
- 2 学期の途中で退学する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。
- 3 停学期間中の授業料は徴収する。
- 第四十五条** 学年の途中で卒業する者の授業料は、卒業する見込みの期末までの額を徴収する。
- 2 学年の途中で卒業する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。
- 第四十五条の二** 転部及び転科の選考料は次のとおりとする。
- |     |        |
|-----|--------|
| 選考料 | 5,000円 |
|-----|--------|
- 第四十六条** 再入学の選考料は次のとおりとする。
- |     |        |
|-----|--------|
| 選考料 | 5,000円 |
|-----|--------|
- 第四十七条** 科目等履修生の登録料及び履修料は次のとおりとする。
- |                  |         |
|------------------|---------|
| 科目等履修登録料(一学期あたり) | 7,500円  |
| 科目等履修料(一単位あたり)   | 10,000円 |
- 2 本学卒業生は、科目等履修料の半額を免除する。
- 第四十八条** 研究生の選考料及び登録料は次のとおりとする。
- |     |        |
|-----|--------|
| 選考料 | 5,000円 |
|-----|--------|

研究生登録料（年額） 15,000円

#### 第十節 公開講座

**第四十九条** 本学に公開講座を設けることができる。

### 第三章 文学部規則

**第五十条** 文学部は、人間に関する豊かな学識や技能を備え、自主的に社会の形成に携わることのできる人材の養成を目的とする。

**第五十条の二** 文学部に、人文学科、コミュニケーション文化学科及び臨床心理学科を置く。

**第五十条の三** 文学部に置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 人文学科は、豊かな感性と論理的な思考力を備え、人間を総合的に深く洞察し、状況を的確に判断し、自らの思考や思想を明確に表現できる人材の養成を目的とする。
- 二 コミュニケーション文化学科は、日本語をはじめとするコミュニケーション手段を高度に運用する能力を備え、多様な文化を理解し効果的にコミュニケーションを実践できる人材の養成を目的とする。
- 三 臨床心理学科は、臨床にかかわる心理学の広く深い学識を備え、人間の心の健やかな成長を助け、心理的な問題に適切に対応し、必要な援助ができる人材の養成を目的とする。

**第五十一条** 文学部各学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文学部	人 文 学 科	360名	—	1440名
	コミュニケーション文化学科	90名	—	360名
	臨 床 心 理 学 科	120名	—	480名
合 計		570名	—	2280名

**第五十二条** 文学部専門科目の種類及び単位数は、文学部共通専門科目については別表第三、人文学科については別表第四、コミュニケーション文化学科については別表第五、臨床心理学科については別表第六のとおりとする。

**第五十三条** 文学部に、教職に関する科目、図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を開設する。

- 2 教職に関する科目の種類及び単位数は、別表第七のとおりとする。
- 3 図書館に関する科目の種類及び単位数は、別表第八のとおりとする。
- 4 司書教諭に関する科目の種類及び単位数は、別表第九のとおりとする。
- 5 博物館に関する科目の種類及び単位数は、別表第十のとおりとする。

**第五十四条** 第十八条第4項に規定する文学部各学科における学部専門科目の修得は、文学部共通専門科目、人文学科専門科目、コミュニケーション文化学科専門科目及び臨床心理学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、学生が所属する学科の専門科目を、前期課程については十二単位、後期課程については三十二単位含まなければならない。

- 2 前項に定める学科の専門科目として含むべきものの修得方法は、人文学科については別表第四備考一及び二、コミュニケーション文化学科については別表第五備考一及び二、臨床心理学科については別表第六備考一及び二に定めるところによる。
- 3 第1項に定める文学部各学科における学部専門科目の修得には、他学部専門科目を、前期課程については四単位、後期課程については八単位まで含めることができる。
- 4 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、人文学科においては別表第四備考三に定めるところによる。

**第五十五条** 文学部において取得できる教育職員免許状の種類は、次表のとおりとする。

学 科 名	教 科 名	免 許 状 の 種 類
人 文 学 科	国 語	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状
	書 道	高等学校教諭 1 種免許状
	美 術	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状
	英 語	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状
	社 会	中学校教諭 1 種免許状
	地理歴史	高等学校教諭 1 種免許状
	公 民	高等学校教諭 1 種免許状

第五十六条 転科を希望する者は、転科願を提出し、学部長の許可を得なければならない。

#### 第四章 マネジメント学部規則

第五十七条 マネジメント学部は、現代社会における新しいマネジメントの学識や技能を備え、組織・事業運営の基幹分野で意思決定できる人材の養成を目的とする。

第五十七条の二 マネジメント学部にマネジメント学科及び生活環境マネジメント学科を置く。

第五十七条の三 マネジメント学部に置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 マネジメント学科は、企業、公共、文化の幅広い領域でマネジメントを担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。
- 二 生活環境マネジメント学科は、生活環境を健全に維持管理し、地域や国際社会における環境維持活動を担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。

第五十八条 マネジメント学部各学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
マネジメント学部	マネジメント学科	215名	10名	880名
	生活環境マネジメント学科	80名	—	320名
合 計		295名	10名	1200名

第五十九条 マネジメント学部専門科目の種類及び単位数は、マネジメント学部共通専門科目については別表第十一、マネジメント学科については別表第十二、生活環境マネジメント学科については別表第十三のとおりとする。

第六十条 第十八条第 4 項に規定するマネジメント学部各学科における学部専門科目の修得は、マネジメント学部共通専門科目、マネジメント学科専門科目及び生活環境マネジメント学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、学生が所属する学科の専門科目を、前期課程については十二単位、後期課程については三十二単位含まなければならない。

- 2 前項に定める学科の専門科目として含むべきものの修得方法は、マネジメント学科については別表第十二備考一及び二、生活環境マネジメント学科については別表第十三備考一及び二に定めるところによる。
- 3 第 1 項に定めるマネジメント学部各学科における学部専門科目の修得には、他学部専門科目を、前期

課程については四単位、後期課程については八単位まで含めることができる。

- 4 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、後期課程の学生として修得した前期課程の基幹科目の単位を六単位まで後期課程に必要な単位として含めることができる。

**第六十一条** 転科を希望する者は、転科願を提出し、学部長の許可を得なければならない。

## 第五章 雑 則

**第六十二条** 本学則は、大学評議会の三分の二の賛成によらなければ変更することができない。

### 附 則

1. この学則は、昭和40年4月1日から実施する。
2. この学則は、昭和41年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和40年度入学者については従前の規定を適用する。
3. この学則は、昭和42年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和42年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
4. この学則は、昭和43年4月1日改正実施する。
5. この学則は、昭和45年4月1日改正実施する。
6. この学則は、昭和46年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和46年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
7. この学則は、昭和48年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和48年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
8. この学則は、昭和49年4月1日改正実施する。
9. この学則は、昭和50年4月1日改正実施する。
10. この学則は、昭和51年4月1日より施行し、昭和51年度入学者から適用する。
11. この学則は、昭和52年4月1日改正実施する。ただし、昭和52年度入学者以外の者には従前の学則を適用する。
12. この学則は、昭和53年4月1日改正実施する。ただし、50、51、52年度文化学科入学生の必修科目の履修に関しては各入学年度の授業科目を適用する。また、50、51年度入学生に対する各学科選択科目の履修方法に関しては、当学則の各学科共通選択科目（別表Ⅱ-5）の領域より履修することができ、各授業科目の単位数は三単位とする。
13. この学則は、昭和54年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和54年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
14. この学則は、昭和55年4月1日改正実施する。ただし、第二十条の規定は昭和55年4月1日現在の在学者より適用し、第三十三条の規定は昭和55年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
15. この学則は、昭和56年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和56年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
16. この学則は、昭和57年4月1日改正実施する。ただし、昭和57年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
17. この学則は、昭和58年4月1日改正実施する。ただし、昭和58年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
18. この学則は、昭和59年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和59年度入学者以外の者にはそれぞれの入学年度の規定を適用する。
19. この学則は、昭和60年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和60年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
20. この学則は、昭和61年4月1日改正実施する。ただし、昭和61年度入学者以外の者には、旧学則を適用する。

21. この学則は、昭和62年4月1日改正実施する。ただし、昭和62年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
22. この学則は、昭和63年4月1日改正実施する。ただし、昭和63年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
23. この学則は、平成元年4月1日改正実施する。ただし、昭和63年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
24. この学則は、平成2年4月1日改正実施する。ただし、平成元年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
25. この学則は、平成3年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 第三条の規定にかかわらず入学定員は、平成3年度から平成11年度に至るまで、次の表によるものとする。

	入学定員
国文学科	180名
美学美術史学科	165名
英文学科	180名
文化学科	165名

- (2) 第十八条の二の規定は、平成2年度入学者より適用する。
- (3) 第三十三条の規定は、平成2年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
26. この学則は、平成4年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 第二十六条の規定は、平成3年9月1日より適用する。
- (2) 第三十三条の規定は、平成4年度入学者以外の入学者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
27. 本学則は、平成5年4月1日改正実施する。ただし、平成4年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
28. 本学則は、平成6年4月1日改正実施する。ただし、平成5年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
29. 本学則は、平成7年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成6年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) 第十八条第3項の規定は、平成7年度編入学者より適用する。
30. 本学則は、平成8年4月1日改正実施する。ただし、平成7年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
31. 本学則は、平成9年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成8年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) ただし、博物館法施行規則の改正に伴い、第十七条第6項の「別表Ⅵ」博物館に関する科目を平成9年度在学学生及び科目等履修生より適用する。
32. 本学則は、平成10年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成9年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) なお前項にかかわらず、図書館法施行規則の改正に伴い、第十七条第4項の「別表Ⅳ」図書館に関する科目、及び、学校図書館司書教諭講習規程の改正に伴い、第十七条第5項の「別表Ⅴ」司書教諭に関する科目は、平成10年度在学学生及び科目等履修生に適用する。
33. 本学則は、平成11年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成10年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) 前項にかかわらず、学校図書館司書教諭講習規程の改正に伴い、第十七条第5項の「別表Ⅴ」司書

教諭に関する科目は平成11年度在学生及び科目等履修生から適用する。

(3) 前々項にかかわらず、第四十一条第1項のただし書き以下、第四十三条第2項、第四十四条、第四十五条の規定は、平成11年度在学生から適用する。

34. 本学則は、平成12年4月1日改正実施する。ただし、

(1) 第三条の規定にかかわらず入学定員は、平成12年度から平成16年度に至るまで、次の表によるものとする。

平成12年度	入学定員
国文学科	172名
美学美術史学科	158名
英文学科	172名
文化学科	159名

平成13年度	入学定員
国文学科	164名
美学美術史学科	152名
英文学科	164名
文化学科	152名

平成14年度	入学定員
国文学科	156名
美学美術史学科	145名
英文学科	156名
文化学科	146名

平成15年度	入学定員
国文学科	148名
美学美術史学科	139名
英文学科	148名
文化学科	139名

平成16年度	入学定員
国文学科	140名
美学美術史学科	132名
英文学科	140名
文化学科	133名

- (2) 平成11年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
35. 本学則は、平成13年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成12年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) 前項にかかわらず、教育職員免許法施行規則の改正に伴い、第十七条第2項の「別表Ⅱ」学部専門科目及び「別表Ⅵ」博物館に関する科目は、平成13年度在学生及び科目等履修生から適用する。
- (3) 前々項にかかわらず、第二十一条、第二十二条及び第二十三条の規定は、平成13年度在学生から適用する。
36. 本学則は、平成14年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成13年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。ただし、第四条乃至第七条、第二十九条及び第五十条の規定は平成14年度在学生から適用する。
- (2) 第四十九条の三の規定にかかわらず、文学部人文学科の入学定員は、平成14年度から平成15年度に至るまで、次の表によるものとする。

平成14年度		入学定員
	人文学科	458名

平成15年度		入学定員
	人文学科	429名

37. 本学則は、平成15年4月1日改正実施する。ただし、
- (1) 平成14年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) 前項にかかわらず、第二十四条の規定は、平成15年度在学生から適用する。
38. 本学則は、平成16年4月1日改正実施する。ただし、平成15年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- (2) 前項にかかわらず、第二十一条乃至第二十三条及び第四十九条の五第3項の「別表Ⅴ」図書館に関する科目並びに第5項の「別表Ⅶ」博物館に関する科目は、平成16年度在学生及び科目等履修生から適用する。
39. 本学則は、平成17年4月1日改正実施する。ただし、平成16年度以前の入学者にはそれぞれの入学年度の学則を適用する。
- 附 則 本学則は、平成18年4月1日改正実施する。ただし、平成17年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 2 前項にかかわらず、第三十四条第2項及び第四十五条の二の規定は、平成18年度在学生から適用する。
- 附 則 本学則は、平成19年4月1日改正実施する。
- 附 則 本学則は、平成20年4月1日改正実施する。
- 附 則 本学則は、平成二十年四月一日改正実施する。ただし、平成十九年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 2 前項にかかわらず、第一条第2項、第五十条乃至第五十条の三及び第五十七条乃至第五十七条の三の規定は、平成十八年度入学生から適用する。
- 附 則 本学則は、平成21年4月1日改正実施する。

別表第一 全学共通科目

〈前期課程〉

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択	自 由
言語 情報 科目	外国 語 科目 I	英語A I (コミュニケーション)	2		○
		英語A II	2		○
		英語B I	2		○
		英語B II (コミュニケーション)	2		○
		英語C I a (コミュニケーション)	2		○
		英語C I b	2		○
		英語C II a	2		○
		英語C II b	2		○
		英語D I a	2		○
		英語D I b (コミュニケーション)	2		○
		英語D II a	2		○
		英語D II b	2		○
		フランス語 I	2		○
		フランス語 II	2		○
		ドイツ語 I	2		○
		ドイツ語 II	2		○
		中国語 I	2		○
		中国語 II	2		○
	外国 語 科目 II	英語A III	2		○
		英語A IV	2		○
英語B III		2		○	
英語B IV		2		○	
英語C III a		2		○	
英語C III b		2		○	
英語C IV a		2		○	
英語C IV b		2		○	
英語D III a		2		○	
英語D III b		2		○	
英語D IV a		2		○	
英語D IV b		2		○	
フランス語 III a (コミュニケーション)		2		○	
フランス語 III b		2		○	
ドイツ語 III a (コミュニケーション)		2		○	
ドイツ語 III b		2		○	
中国語 III a (コミュニケーション)		2		○	
中国語 III b		2		○	
外国語 開 展 科 目	英語マルチメディアレッスンA (基礎)	2		○	
	英語マルチメディアレッスンB (語彙)	2		○	



言語情報科目	外国語開 展科 目	英語マルチメディアレッスンC (文法)	2		○	
		英語マルチメディアレッスンD (実用英語)	2		○	
	情報処 理科 目	コンピュータ・コミュニケーションⅠ	1	○		
		コンピュータ・コミュニケーションⅡ	1	○		
		コンピュータ・コミュニケーションⅢ	1	○		
コンピュータ・コミュニケーションⅣ		1	○			
基礎理 論科 目	演 習	プロゼミⅠ	1	○		
		プロゼミⅡ	1	○		
	講 義	文芸理論	2		○	
		歴史理論	2		○	
		認識論	2		○	
		論理学	2		○	
		言語科学	2		○	
		記号論	2		○	
		統計学	2		○	
		情報理論	2		○	
科学史	2		○			
教 養 科 目	哲学	2		○		
	倫理学	2		○		
	心理学	2		○		
	日本現代史	2		○		
	アジア現代史	2		○		
	ヨーロッパ現代史	2		○		
	日本文学	2		○		
	中国文学	2		○		
	英文学	2		○		
	ドイツ文学	2		○		
	フランス文学	2		○		
	ロシア文学	2		○		
	西洋古典文学	2		○		
	教育学	2		○		
	保育学	2		○		
	社会学	2		○		
	国際社会論	2		○		
	ボランティア論	2		○		
	法学	2		○		
	日本国憲法	2		○		
刑事法	2		○			
民事法	2		○			
政治学	2		○			

教 養 科 目	国際関係論	2		○	
	経済学	2		○	
	家政学	2		○	
	数学	2		○	
	物理学	2		○	
	天文学	2		○	
	地球科学	2		○	
	生物学	2		○	
	化学	2		○	
	河川海洋学	2		○	
	農林科学	2		○	
	自然保護論	2		○	
	生理学	2		○	
	健康科学	2		○	
社 会 人 形 成 科 目	花蔭の教育と女性の生き方	1	○		
	ライフプラン・キャリアプラン	1	○		
	ソーシャルマナー	1	○		
応 用 実 践 科 目	講 義	パーソナリティを考える	2		○
		「自分らしさ」を探る	2		○
		対人関係のスキル	2		○
		ストレス・マネジメント	2		○
		職業人のルールとモラル	2		○
		産業と職業	2		○
		マスコミとの付き合い方	2		○
		ビジネス文章表現	2		○
	プレゼンテーション技術	2		○	
	演 習	会計学特別演習	4		○
ビジネス特別演習		1		○	
自己表現特別演習		1		○	
T O E I C 対策講座		1		○	
ディベート演習		1		○	
体 育 実 技 科 目	体育実技A	1		○	
	体育実技B	1		○	
	体育実技C	1		○	
	体育実技D	1		○	
	体育実技E	1		○	
	体育実技F	1		○	
	体育実技G	1		○	
	体育実技H	1		○	